



Title	モンゴルの漢地統治制度：分地分民制度を中心として
Author(s)	松田, 孝一
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1978, 11, p. 33-54
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48000
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

モンゴルの漢地統治制度

——分地分民制度を中心として——

松 田 孝 一

一 はじめに

チンギス・カン以来続けられた金朝征服活動はオゴタイ・カンの六年（一二三四）終結し、金朝の旧領域（漢地）は略ぼモンゴルの有に帰した。同年オゴタイは漢地の戸口調査を実施し、その結果を基に翌々年（一二三六）漢北におけるチンギス・カンの国家の基本的枠組みであった封邑制度の伝統に倣い、漢地の戸口と地域をチンギス家一門の諸王や功臣に分与した。この封邑制度は従来漢籍の用語に従い「投下」制度と呼称されているが、「投下」あるいは「頭下」なる用語は「部下」なる語と互用される様^{（1）}に人的概念、特に遼代以降、首長に直属する軍団ないしは軍団の長を示すものと考えられるため筆者はこの地域と戸口^{（2）}の分与によって成立した政治・社会体系を「分地分民」制度と称する事とする。

分地分民制度はモンゴル支配下の他地域でも実施されたが、定着農耕地帯で実施されたものは遊牧地帯のものとは違って、分地保有領候は自ら統治する事も、自ら租税賦役を徴収する事もできず、分地からの収入の一部を

受け取るだけで、定着農耕地帯はカンの官僚によって統治されたとウラジミルツォフ以来考えられている。⁽²⁾ 本稿は漢地における分地分民制度の成立の経緯とその実態を把握しつつ、諸王や有力功臣の分地分民統轄権の問題を考察し、且つモンゴルの漢地統治における領侯の機能を解明しようとしたものである。なお、クビライが元朝を立ててからは多くの制度上の改変があった故、一部史料は元朝時代の記事を引用したが、考察の対象はクビライ以前の所謂モンゴル帝国期に限りたい。

二 漢地における分地分民の経緯

(一) チンギス時代

漢地における分地(分民)の策は、すでにチンギスの時代に始まっている。元史^{卷一五三}王楫傳の乙亥年(チンギス十年、一二一五年)の条に漢地での賑濟や討伐記事に続けて、

帝命闕里畢與皇太弟國王分撥諸侯王城邑。論闕里畢曰、漢人中若王宣撫者可任使之。遂以前職兼判三司副使。

とあり、チンギス時代に城邑を諸侯王に分与した事が見られる。この分与は乙亥年の条に記されているが、賑濟・討伐記事が長文でそれに続く城邑分与が果して正確に乙亥年の記事なのか確定し難い。但だ、乙亥(一二一五年)年は燕京(中都)を陥落させるなどチンギスの漢地攻略が一段落した時期で、元史^{卷一}の太祖本紀の太祖十年(一二一五年)の条に、「是秋取城邑八百六十有二」とあり、占領城邑数の統計が示されている事などから、乙亥年より後の近い時期に分与は為されたと考えられる。又、この分与は、後節で述べる様に一二一九年に始まった

チンギスの西征以前には既に為されており、その分与の内容は、次のオゴタイ時代の分地分民の内容と関わりをもっている。

(二) オゴタイ時代

1 分地分民の本質

一二三六年オゴタイは七六万戸（全戸籍登録数約一一〇万）の漢地戸口を諸領侯に分与した。諸領侯はこれより漢地における恒久的権益を獲得した。この時、分与の対象となった漢民は分与の二年前に開始され、翌乙未（一二三五）年完成されたシギ・クトクによる戸籍調査により籍録されたものであったが、籍録以前のそれらの漢民のモンゴル支配下での把握の状況を見ると一二三六年の分与は本質的にはモンゴル支配層における保有漢民の体系的な再整理であった感がある。

戸籍調査の時に出されたオゴタイの詔勅やその他の史料には、それらの漢民の中にモンゴルの征服戦争下において、俘掠され、駆口（奴婢）としてモンゴル支配層に帰属していたものが含まれていた事が示されている。大元通制條格^{二卷}戸令の驅良の条に、

甲午の年に欽奉した哈罕皇帝の聖旨に、「達達・回回・契丹・女直・漢兒人等を論ぜず、如是も軍前で虜えられた人口で、家に在って住坐するものは、駆口とし、因って外に在って住坐し、随处で附籍されたものは、便ち皇帝の民戸に係是り、随处で差発に応当させる。主人は見て更めて識認することができない。如是も主

人が識認する者は、按答奚の罪戾に断ずる。」とある。

と記され、又、右と同内容を持つ元史卷一刑法二戸婚の条に、

諸、蒙古・回回・契丹・女直・漢人軍前所俘人口留家者爲奴婢、居外附籍者即爲良民、已居外、復認爲奴婢者、没入其家財。

とあり、両史料から見ると、甲午（一二三四）年の戸口調査の際、戦時に俘虜となっていた者は蒙古・回回・契丹・女直・漢人いずれを問わず、現時点で家に留めて保有している場合は奴婢（驅口）と爲し、家に留めず、他地に居住し、その地で戸籍につけられたものは、今後は皇帝の民戸となり、それまでの主人はこれを再び奴婢とできない事とした事が解る。史料中の家とは、元史卷一九七孝友傳に、

羊仁廬州廬江人。至元初阿朮兵南下、仁家爲所掠、父被殺、母及兄弟皆散去。仁年七歲、賣爲汴人李子安家奴、力作二十餘年。子安憐之縱爲良。仁踪蹟得母於潁州蒙古軍塔海家、兄於睢州蒙古軍岳納家、弟於邯鄲連大家、皆爲役尚無恙。

とあり、蒙古軍の俘虜となつた羊仁の一家の所在として、自身は売られて李子安家、母は潁州蒙古軍塔海家、兄は睢州蒙古軍岳納家において役を爲していることが記されている事などから考えて、俘掠し奴として保有していた蒙古軍の諸兵士や將校等の家ないしは幕営を指すものであろう。

この様な奴婢として籍録以前と同様に保有を許されたものを除いて、戸籍に皇帝民戸として登録されるべき、「外に在つて住坐する」戦時俘虜が当時の漢地の全戸口のうちに占める割合は蘇天爵元文類卷五七、耶律公神道碑に、時、諸王、大臣及諸將校所得驅口往往寄留諸郡、幾居天下之半。公因奏括戸口、皆籍爲編民。

とあり、ほぼ漢地人口の半分にもほった事が解る。又、この史料から、皇帝民戸として籍録しようとした戦時俘虜が、諸王、大臣、諸將校といったモンゴル支配層に帰属していたものであったことも知られる。

籍録の対象となつたものには右の戦時俘虜の外、モンゴル軍に降付して来たものもあつた。蘇天爵元文類卷五 耶律公神道碑に、

甲午詔括戸口。以大臣忽視虎領之。國初方事、進取所降下者、因以與之、自一社一民各有所主、不相統屬、至是始隸州縣。

とあり、降付したものは、すべて降付させたものに与えたため、戸籍登録まで漢地の一社一民といえども、すべてがそれぞれ主とする者の配下であり、その統属関係が複雑に入り乱れていたこと、それらが今回の籍録により解消されて、州縣に降付民を付籍することとなつたことがわかる。

右の様に一二三六年の分与の基礎となつた戸籍の登録された人戸は、それまでのモンゴル軍の征服活動で俘掠されたり、降付したりして、モンゴル支配層の保有になつていたものである。従つて、オゴタイの分地分民は厳密に言えば、モンゴル支配層の權益の再整理とも言えるであろう。

2分与戸口数と漢北領兵数

シギ・クトクは一二三六(丙申)年、オゴタイに戸籍調査の報告を為したが、その際、それを基礎に分地分民の策が提議された。蘇天爵元文類卷五 耶律公神道碑の丙申年の条に、

其秋七月、忽視虎以戸口來。上議割裂諸州郡、分賜諸王・貴族、以爲湯沐邑。

と示されている。この案は耶律楚材の反対で分民からの不当な誅求を禁止したり、分地の官の任命についての規定などの制限がつけられて、実施される事となった。ここに至って、戸口調査で漢地における俘虜や降付人戸に対する権利を放棄せしめられたモンゴル支配層は、新たに州郡ごとに付籍された人戸を再分与されることとなった。この再分与は、戸籍調査の経緯から見て、丙申年の戸口調査の報告が為されて始めて考え出されたのではなく戸口調査の最初から企図されていたものではなかったかと思われる。戸籍調査から分割案の作成に至るまで一貫して担当したシギ・クトクは元朝秘史卷八にチンギス・カンよりこういった諸王・功臣等に対する戸口分与の割りつけ等の専権を付与されていた人物であったと示されていることから考えられる。

この様にして実施された分地分民の内容は、元史^{卷九}食貨三歳賜及び元史^{卷二}太宗本紀によれば表①の通りである。各領侯の分民数の決定はチンギス時代の漠北での勢力を基礎としていた。姚燧牧庵集^{卷一}蒙古八公神道碑に

又俾貴臣呼特呼^{クトク}大料漢民、分城邑、以封功臣、割泰安州民萬家、封郡王、歸奏。帝問、蒙古之民何如是少。

對曰、臣今差次惟視太祖之舊、舊多亦多、舊少亦少。帝曰、不然、舊民少而戰績則多、其増爲二萬戸、與十功臣同。爲諸侯者民異其編。烏魯^{ウル}魯^ル爭之、蒙古^{モンゴ}舊兵不及臣半、今封顧多于臣。帝曰、汝忘而先玩鞭馬蠶事耶。

と記され、功績を分民数に反映させよというオゴタイの修正（マングト部分民数を倍額にする。）はあったが、クトクの配分案が本来チンギス時代の兵数を基準としていた事が示されている。表①に分民数とチンギス代各領侯が分与された兵数との比を示しておいたが、領兵数と分民数との間にはおよその相関関係が見られる。

表① 丙申年分民表

領侯名〔所属集団, 系統等〕	分民戸数	漢北領兵数 ⁽¹⁾ (比)			(元史卷2 太宗本紀) 分地 (同卷5 實錄3)	
ダリタイ・オッチギン〔チンギス叔父〕	10,000		0		○	寧海州
ジョチ・カサル	24,493	東	1,000	24.5	益都・濟南	般陽路
カチウン	55,200	東	3,000	18.4	濱・棣州	濟南路
オッチギン						
ベルグテイ	11,603	左	1,000	11.6	広寧府	恩州
ジョチ	41,302	西	4,000	10.3	平陽府	平陽
チャガタイ	47,330	西	4,000	11.8	太原府	太原
グユク〔オゴタイの子〕	68,593	西	4,000 ⁽²⁾	17.1	大名府	大名
トゥルイ						
コルゲン	45,930	西	4,000	11.4	河間府	河間路
コデン〔オゴタイの子〕	47,741	—	4,000 ⁽³⁾	11.9	東平府	東京路
趙國公主〔オングト(アラクシ・ティギド・クリの系)〕	20,000	左	4,000	5.0	東平府	高唐州
魯國公主〔オンギラト(アルチの系)〕	30,000	左	5,000	6.0	東平府	濟寧路
昌國公主〔イキレス(プトウの系)〕	12,652	左	3,000	4.2	東平府	○
鄆國公主〔オンギラト(チグウの系)〕	30,000	左	4,000	7.5	東平府	濮州
火雷公主〔オイラト(クドカ・ベキの系)〕	9,796	右	4,000	2.4	○	延安路
ムカリ〔ジャライル・左手万戸長〕	39,019	左	3,000	13.0	東平府	東平
ダイスン〔ジャライル〕	10,000	左	2,000	5.0	○	東平東阿縣
クイルグル, モンコカルジャ〔マングト父子〕	20,000	左	2,000	10.0	東平府	泰安州
ジュルチェデイ〔ウルウト〕	20,000	左	4,000	5.0	東平府	德州
バグイ, キシリク〔オロナウル・ケレングト〕	14,087	右	2,000	7.0	○	順徳路
ボロルダイ〔オロナウル・アルラト・右手万戸長〕	17,333	右	1,000	17.3	邢州	廣平路洛水州
テムデル〔オロナウル・アルラト〕	9,457	右	—	—	○	廣平路磁州
オグレ・チェルビ〔オロナウル・アルラト〕	15,807	右	1,000	15.8	○	廣平路
左手千戸長9人	5,565	左	9,000	0.6	○	河間路四縣
コシャクン, ジュスク〔ジャジラト(オッチギン千戸)〕	10,000	東	1,000	10.0	○	曹州
デゲイ〔ベスト(オゴタイ家王傳)〕	1,713	西	1,000 ⁽⁴⁾	1.7	○	大名清豊縣
その他	1,032	—	—	—	○	
合計	760,809					

(1) 本田實信「チンギス・ハンの千戸」『史学雑誌』62-8, 1953, pp.1-26. に主に拠った。

(2) オゴタイの領兵数。(3) オゴタイ時代トゥルイ諸子の配下から移ったジャライル千戸長, スニト1000, スルドス2000(本田, 前掲書 p.17)。(4) クナンとともに形成した千戸。

シギ・クトクの配分案が、漠北領兵数を基準としたのは、恐らく、諸領侯の保有軍団の維持が伝統的に、それぞれの封邑民の貢納に依拠していた事によるのであろう。例えば、姚燧牧庵集^{卷一}蒙古公神道碑に、

蒙古一軍戍北、歲久衣率故弊、請以臣泰安州五戸歲入絲一斤積四千斤、盡輸內帑易爲匹帛、分賚諸軍、上以善、敕通軍送達軍中、

とあり、泰安州分民二万戸から納入される五戸歲入絲四千斤をもって、蒙古公（博囉罕）は同族マングト軍の軍装の生産に充てたことが見られる。モンゴルの国家が十進法的に編成された軍団組織を基礎としており、その軍団の維持は兵となったものの族属や俘虜の生産をはじめとして、降府民の貢納や侵略時の鹵獲品に依拠していた。この軍団維持の基盤たる降付民や、俘掠人戸に対する領侯の権限が、戸口調査で消滅された以上、再整理して分与される時には、モンゴル軍団の維持のための生産を担う分民が軍団の規模に依拠して分配された事は当然の結果であらう。

3 分地の配置

本節では各領侯分地（分民付籍地）の配置を地図化し、その配置の経緯について考察して見たい。表①に示した各領侯の所在地は元史^{卷二}太宗本紀と元史^{卷五}食貨志三との間に一部差違がある。詳しくは述べられないが、それらの多くは分与当時の行政区画上の所属（本紀）とその後の変更（食貨志）の差違を反映したもので、実際上は同一の地点である。ただ、オッチギン、ベルグテイ、コデンの三者については本紀、食貨志に示された分地所在地は実際上も異なっている。コデンについては傍証史料がないので判然としないが、前二者の分地、平・灤州—益

都路（オッチギン）、広寧府—恩州（ベルグテイ）は傍証史料もあり、それぞれの二地点がいずれもその保有分地である。（傍証は表②に列挙）。又、邢州をクビライ分地とする説があるが、表②に示した傍証からバダイ・キシリクの分地である。又、本紀その他が邢州を右手万戸ボロルダイ分地とするのは邢州地区一帯に分地を有するバダイ・キシリクらのオロナウル部一門の筆頭として右手万戸長の名を挙げたものであろうと思われる。食貨志がバダイ・キシリクの分地として順徳府をあげて邢州としないのは姚燧牧庵集^{卷七}楊君新阡碣に、

邢則今中書右丞相之祖封國、政弛民散最號弗治、求潛藩制官、惟歲入其貢賦、爲置安撫司、後邢易爲順徳、
升州爲府。

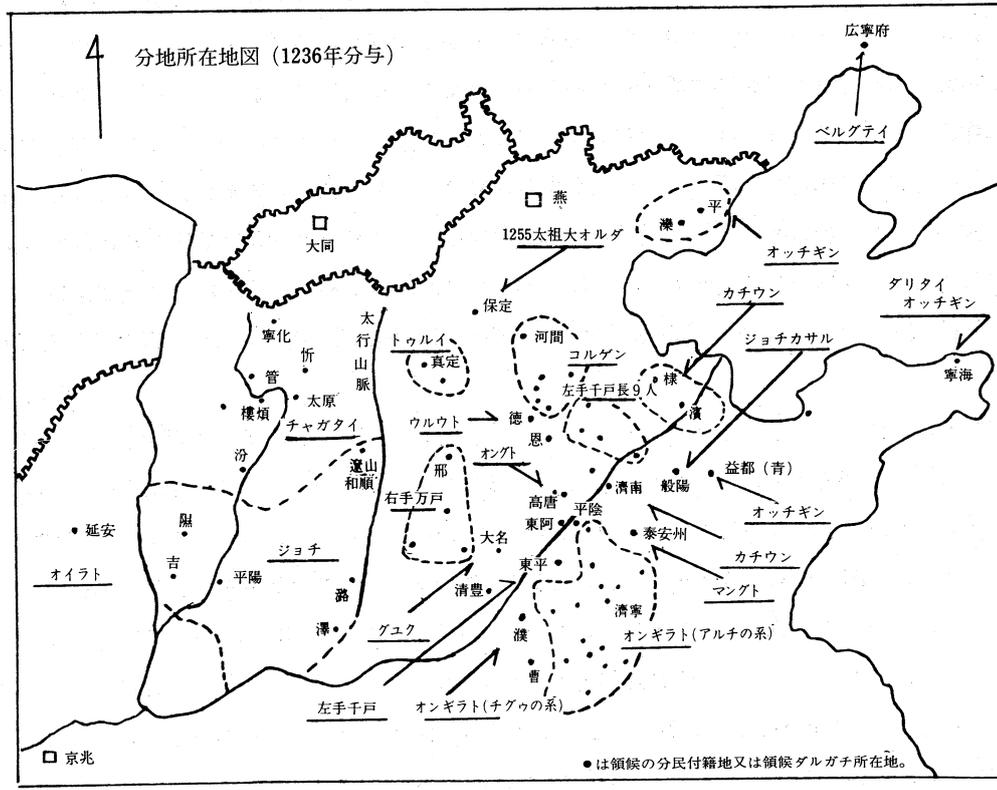
とある様に単なる名称の変更を反映したものである。本紀、食貨志及び表②に挙げた分地関連史料から作成したものが次の地図である。

分民の付籍地としての分地の各領侯への割りつけは、元史^{卷三五}鐵哥朮傳に「甲午副忽都虎籍漢戸口、籌其賦役、分諸功臣以地」とか姚燧牧庵集^{卷四}蒙古古公神道碑に「俾貴臣呼特呼大料漢民、分城邑」とか記され、すべての分地が、このオゴタイ時代に決定されたかの如く考えられるが、実際はそうではない様に思われる。例えば、太原を分民付籍地とされたチャガタイについて、ラシード集史に⁶

彼らは三人とも（チャガタイ・オゴタイ・トゥルイ—筆者）申の年（一二二二年—同）山の縁辺に沿って送られた。Fuzhouの町からKhu Minkの町に至るすべての都市、地方、城塞を彼らは取った。そしてそこから黄河の流れに至って反転した。Türk pink府及び太原府とその周辺を征服したり、掠奪した。そして、太原府 C Aghar Tamar（阿合答木兒）はチャガタイに属している。

表② 分地関連史料

領名	分地所在地(典拠史料)
ジョチ	平陽一道(郝經陵川文集卷3 2河東罪言), 平陽郡・遼山・和順縣(許有壬至正集卷5 5馬君墓碣銘), 晉・澤・潞・吉州(危太樸雲林續集3 雍吉刺君去思碑), 隰州(元史卷1 3 4鐵連傳)
チャガタイ	管州・寧化・樓煩郡(胡聘之山右石刻叢編卷2 7玉律徒德政碑), 汾州(同上卷3 7英濟公感應碑), 忻州(永樂大典站赤5 皇慶元年三月七日), 太原郡(許有壬至正集卷5 5馬君墓碣銘)
トゥルイ	真定堯城(元史卷1 4 8董文用傳) → 集卷4 7覃公行狀
コルゲン	涿縣・東光・阜城・吳橋・故城・江陵・齊東・寧晉(王惲秋澗先生文
ジョチ・カサル	淄州(姚燧牧庵集卷1 2李公家廟碑)
カチウン	濱州渤海縣(危太樸雲林續集卷7 杜公神道碑)
オッチギン	益都四縣(元史卷7 世祖4) 平・濰(元史卷1 4 世祖1 1), 青・齊(黃瑄金華黃先生文集卷2 5武宣文公神道碑) → 公行狀
ベルグテイ	廣寧府(元史卷5 9地理志2), 恩州(蘇天爵滋溪文稿卷2 3王憲穆
右手萬戸	邢・洛(姚燧牧庵集卷2 7毛府君邗表), 邢・洛等四州(胡祇橘紫山先生文集卷1 6杜公神道碑銘)
バダ イ キシリク	邢州(順德府)(蘇天爵元文類卷2 5丞相順德忠獻王碑), (同卷5 5楊君新阡碣銘)
クシャクン	曹州・禹城縣・平陰縣(王惲秋澗先生文集卷8 5烏臺筆補)
魯國公主	濟・袁・單州・鉅野・鄆城・金鄉・虞城・碭山・豐縣・肥城・任城・魚臺・沛縣・單父・嘉祥・磁陽・寧陽・曲阜・泗水十六縣(元史卷118 特薛禪傳)
コデン	西涼府北一百里(蔡美彪『元代白話碑集錄』所取鄆縣草堂寺閻端太子令旨碑), 二十四城(元史卷12至元二十年十一月の条), 鞏昌二十四城(元史卷1 3至元二十三年正月の条), 二十四城(姚燧牧庵集卷2 1鞏昌路同知總管府事李公神道碑), (永樂大典站赤2 至元十六年五月)



とあり、太原府におけるチャガタイの Aghar Tamār (分地からの収入を示す用語として漢籍に見える阿合答木兒阿哈探馬兒の対音。)の権益の獲得をチンギス時代の金朝攻略に関わりあるかの如く記している。又、真定に分民を付籍されたトゥルイ家に関してやはりラシード集史はチンギス時代の事として、

左右翼の軍団の一部を年長の子供たちやアミールたちとともに派遣した。同族たちはトゥルイ・カンとコルと呼ばれる中央の道に口州を取るために派遣された。途上にあつたすべての都市や地方はすべて征服されたり破壊された。キタイの大都市の一つで、モンゴル人たちがチャガンバルガスンと呼んでいる真定府の町の Aghar Tamār (阿合答木兒) はトゥルイ・カンに属している。トゥルイ・カンが占領したその地方からの Aghar Tamār は相続財産と分け前として、キタイやダシュト・イ・キプチャクや他の地方にいる彼の一族にもたらされた。

とあり、真定府地区におけるトゥルイ家の権益の獲得を彼のチンギス時代の金朝攻略の記事につけている。(一)で見たチンギス時代の諸領侯への城邑分与も又金朝攻略の一段落した一二二五年以後の事であつた。右の二領侯の太原や真定地区における権益の獲得はこのチンギスの城邑分与の内容と関わりあるものと見られる。又、右記事の後続には、チンギスのホラズム遠征(一二一九)が見られる故、チンギス時代の城邑分与は少なくとも一二一九年までには為されていたと考えられる。このチンギス時代の分与城邑と、オゴタイ時代の分民付籍地が同一である事は、換言すれば、オゴタイ時代に設定された分地の中にチンギス時代に設定されたものが含まれていると言えるであろう。しかし、オゴタイ時代の設定分地のすべてがチンギス時代のものであつたのではない。このことは、オゴタイ時代の分地分民の大きな部分を占める東平府がチンギスの西征出發以後即ち、漢地城邑分与以後

の一三二〇年に嚴実に率いられてモンゴルの支配下に帰しており、東平府の分与はチンギスの城邑分与には含まれないと考えられることから明らかである。

恐らく、シギ・クトクが分民の割り付けを行なった時の「分城邑」とあるのは、チンギスの城邑分与の時以降に帰服した地域をも含めて、各領侯の漢地での分地の配置を確定したものであろう。確定された分地の配置は、分民数が漠北の勢力に準じたのと同様、各領侯の漠北の分地の配置に概ね従っている。チャガタイらの西道諸王や右翼万戸の分地は漢地西部に、東道諸王のチンギス諸弟や左翼の諸領侯の分地は漢地東部に配置されている。

三 領侯の封邑統轄

(一) 質子制度

衆知の様に一般にモンゴル支配下の漢地の路府州縣の地方行政はそれぞれの地方官とその上に位して、それを監督するダルガチ（監）の両者によって遂行された。領侯の分地となったところでは領侯の權益を代表するものとして、領侯の推薦した人物がダルガチに任じられた。各領侯のこの分地へのダルガチ派遣は分地に対する統轄権を象徴するものではあったが、実際上の徴税等の責務を遂行したのは漢人等の路府州縣の地方官で、彼らの選任は朝廷（カン）が行ない、各領侯は税のうちの規定の自己取得分（五戸絲料）をこれらの地方官から送達されるにすぎないと考えられている。この様な状況から分地分民に対する領侯の支配権は名目的なものであるとの主張が汎く為されている。

しかしながら、領侯はさまざまに分地の行政、司法、軍事等の各方面に亘って関わりを持っている。すべてを述べることは紙幅の関係でできないが、まず、領侯による地方官の統轄の方策としての質子制度を取りあげてみたい。この質子制度は胡聘之山右石刻叢編^{卷七}澤州長官段公墓碑に、

子男四、紹隆今以遷轉法行加武略將軍、移知葭州。國初、凡守親王分地者、一子當備宿衛。紹先宿衛王府。

とあり、親王の分地を治める地方官は、親王の王府の宿衛に一子を差し出さねばならなかった。又、同書同卷劉會碑には、堅州都元師兼節度使であつた人物について、「(子澤)弱冠質于公主位下、積有年矣。」とあり、親王のみならず公主の分地の場合も又、質子を出していた。その他、元史^{卷一四八}董文用傳に、

時、以真定藁城奉莊聖太后湯沐、庚戌太后命擇邑中子弟來上。

とあり、真定藁城が新たにトゥルイ妃莊聖太后(ソルククタニベキ)の分地と為された際、邑中子弟を來上させたというのも又、領侯の王府への質子の供出と同様のものではと思われる。恐らく、この制度は、カンのケシクテイに千戸長、百戸長、十戸長の子弟が差し出され、忠誠を捧げたのと同様、分地の漢人等の地方官の統轄の一方策として為されたものであろう。且つ、それが地方官を任命するカンの下へではなく領侯の王府等の宿衛に差し出されたことに、領侯の分地に対する実質的な統轄権の一端を伺わしめる。

(二) 断事官制度

領侯の分地分民統轄権を端的に示すものは分地における司法権の行使とそれを担当した領侯配下の断事官の機能である。断事官なる官、特にカンに直屬する大断事官(エケ、ジャルグチ)は田村実造氏によれば、裁判、詞

訟を始めとして、行政、庶務にも参与する重臣であったといわれている。カンに直屬する大断事官があった様に、諸領侯自身も配下に断事官を有していた。この点についても田村実造氏は、元史^{卷一}畏答兒傳附博羅歡傳に、

時、諸侯王及十功臣各有断事官、博羅歡年十六（憲宗元年？）爲本部断事官。

とある史料を引かれ指摘されている。⁽⁹⁾しかし、領侯の分地分民統轄の上での機能などについては述べられていないので、まず、その点を明らかにしておきたい。

諸王並びにそれに準ずべき人は皇帝に倣つて王相府を建て、長官の王傅を置き、これが領侯の漠北の封邑（ウルス）内の事に関して一切の事務を監督したことは、村上正二氏によって明らかにされているところであるが、⁽¹⁰⁾

断事官も又、前記史料や「高麗王府断事官（劉將孫養吾齊集^{卷三}袁謹齊墓誌銘）」などの表現からみて、王傅と同様に、諸領侯の宮廷政府たる王（相）府の官僚の一員であった。この諸領侯政府の官員たる断事官の職能については、先の博羅歡傳の原典と思われる姚燧牧庵集^{卷一}蒙古公神道碑にマングト部への泰安州二萬戸の分与を記した後に、

後、諸侯王與十功臣、既有土地人民、凡事干其城、各遣断事官自司、聽直于朝。公年十六爲断事官。

とあり、分地分民が為されてからは、各領侯の保有する城（邑）に関わる事柄については、それぞれの領侯が断事官に自司させ、朝（政）に当ることが聴されたことが示されている。領侯が分地に断事官を派遣した例としては元史^{卷一}小雲石脱忽憐傳に、

（小雲石脱忽憐）太祖時、與其父來歸、從征回國還、事睿宗於潛邸、真定睿宗分地、以爲本路断事官。

とあり、睿宗（トゥルイ）家の潜邸（藩邸）から、分地の真定路の断事官が派遣されている。この様に領侯は分

地に断事官を派遣して分地の問題を決裁させていた事が解るが、その決裁した事柄とは恐らく断事官の本来の職能の一つである司法権の執行に関わるものではなからうか。その具体例は見い出せないが、領侯が分地内で、司法権を行使した例は、危太樸雲林續集^{七卷}杜公行状に、

宗王按只罽辟爲參謀、使佩金符、職行濟南濱棣等處治獄訟、恩威竝著。

とあり、カチウン家の按只罽（元史^{二卷}太宗本紀では濱棣州分地の受領者）に辟召されて參謀となった杜公がカチウン家分地の濟南濱棣等處において獄訟を治す事を職とした事が見られる。この様な司法権の行使は領侯の分地分民に対する権限の一端を示している。

四 燕京行臺尚書省の漢地統治と諸領侯

前章では各領侯の分地統轄の権限の一端を見たが、本章ではこれら領侯の権限と漢地統治のためにカンにより設けられた燕京行臺尚書省との關係を考察して見たい。燕京行臺尚書省は、燕京行臺、燕京行尚書省等々と呼ばれ、漢地の統治のためにチンギス時代以来設けられたもので、前田直典氏は漢地統治最高機関の名を与えている。⁽¹²⁾この機関の長官はエケ・ジャルグチ（大断書官）でそれに次ぐエケ・ビチクチ（大書記官）とで構成されていた。

その長官たる大断事官は、馬祖常石田集^{卷一}薩法禮夫人碑銘に、

夫人于闐人、祖雅老瓦實充大断事官者、國初官制未遑立、凡軍國機務悉決于断事官、断事官行治在燕、鸞輿

尚駐和寧、^{カラコルム}中原數十百州之命脉繫焉非今日隸于省院者也。

とあり、燕京に出張し、中原数十百州、即ち漢地全体の命脈を掌握せるその権限は今日、即ち、元朝時代の（中

書)省や(枢密)院の行政、軍事の両権も及ばぬものであったという。この強大な権限を有する大断事官を頂点とする燕京行臺尚書省と各領侯との関係はいかなるものであったか、これについて姚燧牧庵集^{卷二}李公家廟碑に、

我太祖始平之。其宗有守某某城者、獨戰死不下。子惟忠尚少、求從父死、爲今分土淄州諸侯王所得、于公爲考。後以金符監淄州、有子十三人、公次居四、王妃愛其穎異、嘗子之、在先朝故事、凡諸侯王各以其府一官入參決尚書事、公代其兄爲之。

とあり、諸侯王の府、即ち王府の一官を尚書の議事の決裁に参画させる先朝の故事があり、淄州に分地を有するジョチ・カサル家を代表して淄州分地のダルガチの子であった李(武愍)公がその任に當つた事が知られる。尚書が燕京行臺尚書省を指す事は、燕京行臺尚書省と同じ構成を持つと言われ、モンケ・カン朝には「阿母河等處行尚書省」と呼ばれたイラン方面統治機関と領侯の關係を見れば明らかである。本田實信氏、坂本勉氏によると、この機関はすでにオゴタイ朝初期に設けられ、初代イラン統督にチン・テムルなる者が任命され、彼の指揮下には、オゴタイ・バトウ・チャガタイ・トゥルイの四王家の權益を代表するモンゴル人の四人の將軍^{アミール}があつた。そして、チン・テムルが總督府の官衙を開設した際には四王家の利害を代表させるためアミールたちはそれぞれ一人のビチクチ(書記官)を送つたと述べられている。¹⁴この様にイラン方面のモンゴルの統治機関がその構成に当該地区に權益を有する領侯の代表を含んでいる事から考えて、燕京行臺尚書省も又、漢地に權益を有する領侯の代表をその構成に含んでいると考えられる。先の淄州分地のダルガチの子としてジョチ・カサル王家の權益を代表して李公が議事に参画した尚書とは燕京行臺尚書省であつたと思われる。この様に、漢地に分地を有した有力領侯は、自己の代表を燕京行臺尚書省の構成員として派遣していたのである。

尚書の議事に参画すべき王府の一官とは何であったか、これについては、イラン方面の状況からすればアミー
ルとビチクチが考えられるが、イラン総督府の官衙（ディヤワーン）を燕京行臺尚書省の対等物と見るならば、ビチクチ（書記官）
の可能性が残ると思われるが、この点については他のモンゴルの統治機関の構成も合わせて考えてみたい。元朝
成立以後、多くの行省が立てられたが、その中には、既に領侯が權益を有したり、統治を行なっている地域に設
置され、モンゴル朝期の燕京行臺尚書省と同じ条件をもつものがある。例えば、元史卷七世祖本紀四に、

（至元九年正月）京兆復立行省、仍命諸王只必帖木兒設省斷事官。

とあり、京兆即ち長安に行省を設けた際、只必帖木兒に省の斷事官を設けさせている。只必帖木兒は元史卷一宗
室世系表によれば、オゴタイの子闊端（コプテン）の子である。詳しい論証は省くが、闊端王家は西涼府の北にオルド（宮殿）
を構え、陝西の鞏昌地区、即ち京兆の西部の二十餘城を分地として保有するものであった（表②）。即ち、
外地の統治機関として行省が設けられた際、当該地区に權益を有する領侯は一官を行省に派遣している。この場
合はイラン総督府とは異なり斷事官が送り込まれている。これと同様の例が雲南行省でも見られる。元史卷一二五 賽典
赤傳に、

遂拜平章政事行省雲南、賜鈔五十萬緡、金寶無筭。時宗王脫忽魯方鎮雲南、惑於左右之言以賽典赤至必奪其
權、具甲兵以爲備。賽典赤聞之、乃遣其子納速刺丁先至王所、請曰天子以雲南守者非人、致諸國背叛、故命
臣來安集之、且戒以至境即加撫循、今未敢專、願王遣一人來共議。王聞遽罵其下曰、吾幾爲汝輩所誤、明日
遣親臣撒滿・位哈乃等至賽典赤、問以何禮見。對曰、吾等與納速刺丁偕來視猶兄弟也、請用子禮見、皆以名
馬爲贄、拜跪甚恭、觀者大駭。乃設宴陳所、賜金寶、飲器酒、罷盡以與之。二人大喜過望、明日來謝。語之

曰、二君雖爲宗王親臣、未有名爵、不可以議國事、欲各授君行省斷事官、以未見王、未敢擅授、令一人還、先稟王、王大悅、由是政令一聽賽典赤所爲。

とあり、賽典赤が雲南に行省を立てた時、当該地方にそれまで勢力を有していた宗王脱忽魯の配下の二名を王の許可を待って行省断事官に任命しようとしている。岑毓英等撰雲南通志^{九卷}「賽平章德政碑には、賽典赤が雲南に行省を立てた時の官員の名があげられているがその筆頭に「以納速刺丁、月忽乃爲断事官」とあり、二名の行省断事官を設けていたから賽典赤を長とする雲南行省はカンの任じた納速刺丁、月忽乃と宗王脱忽魯の配下の撒滿、位哈乃の数名の断事官によって、国事、即ち行省の一切の庶政が決議されていたものと思われる。

以上見たところから、モンゴルの外地統治機関の構成員として入った領侯の派遣官にはビチクチ(書記官)、ジャルグチ(断事官)があった事がわかる。恐らく、李公家廟碑に見える政府の一言はこの種の官であったと思われるが、李公は家廟碑の中で「入參決尚書事」とあり何らかの尚書の議決に参加した事が述べられており、「中書」と漢籍で写される⁽¹⁵⁾ビチクチと見るよりも断事官と見た方がよいのではないか。燕京行臺尚書省の長官はエケ・ジャルグチとそれに次ぐエケ・ビチクチであったから、各領侯から派遣されたビチクチを構成員として含む可能性も否定はできないが、賽典赤傳に「二君雖爲宗王親臣、未有名爵、不可以議國事、欲各授君行省断事官」とあり、国事、即ち外地統治機関たる行省の諸政策を議するには断事官の資格を有さねばならなかった事が示されている事から考えて、尚書の議事の決裁に参画した王府の一言とは断事官であると見なければならぬ。

ここで思い起こされるのは、オゴタイの分地分民以後、諸領侯が断事官に分地の事柄を自司させた事を示した前掲(四七頁)の史料に、「凡事干其城、各遣断事官自司、聽直于朝」あり、「聽直于朝」の句が付され、その領

侯断事官が朝（政）に関与することが聴されていたかの如く記されていた事である。この朝政とはカラコルムの中央政府は無論の事として外地統治機関たる行（臺尚書）省の国事をも意味したのではなからうか。その様な具體例として姚燧牧庵集九卷一李公神道碑に、

又俾（李貞献）同伊瑪齊爲断事官于朝、歲丙午、定宗即位、曰大名昔朕分封、卿往爲監、至燕同断事官哈達署行臺。

とあり、グユク（定宗）の即位当時に、グユクの分地のダルガチ（監）となった断事官の李貞献は、燕京においては、断事官の哈達とともに行臺を署すように命じられている。この例は分地保有領侯が同時にカンであった特別のものではあるが、領侯王府の断事官が分地の權益を代表して燕京行臺尚書省に入った例の一つではないかと思われる。この李貞献なる人物は、前記史料の後続に「後憲宗以布扎爾フザル憐來洩行臺、録其舊勞、又俾同署、別錫虎符以監大名」とあり、モンケ・カン代にあつても、グユク分地のダルガチであり燕京の断事官となつている。この場合は単に領侯分地の權益を代表して燕京にあつたと見られる。

五 おわりに

漢地に展開された分地分民制度は征金戦争中に生じたモンゴル支配層の錯綜した權益を解消し、再整理して成立したものである。その再整理に当つては、分地の配置や分民数を漠北での諸領侯の分地の配置や兵数に依拠して行なわれた。領侯は、分地の官僚の子（弟）を質子として王府の宿衛に差し出さしめ、且つ、王府の断事官等を派遣して、分地において司法権を行使するなどして、分地分民を統轄するとともに、燕京に設けられたカンの

統治機関の議決に断事官を入れて参画させ自らの漢地の權益を代表せしめていた。こういった領侯の分地分民統轄権は今まで考えられていたような名目的なものではない。ただ、それが漠北で見られるものと同様であったかは、賦役徴収権などの分析を待たねばならないが、漢地統治において領侯の果した機能は大きかった。ウラジミルツォフは、モンゴル国家の統治を評して「広大な地域の氏族の共有という概念が人民||国家のそれへと移転する。」と述べたが、駙馬等の有力功臣をチンギス一族に準ずる資格を有するものとするならば、チンギス一族の共同領有の原理は漢地統治制度の各方面によく表われている。

注

- (1) 續資治通監長編七卷一雍熙三年正月の条に「晋末契丹頭下兵、謂之大帳」、宋會要^{卷五二}蠻夷・契丹の条に「晋末虜主投下兵、謂之大帳」、葉隆禮契丹國志^{卷一}兵馬制度に「晋末契丹部下兵、謂之大帳」とある。この用語については、周藤吉之「唐宋の資料に見える頭項・頭下と探馬・遼・元の投下との關聯に於いて」、『宋代史研究』、東洋文庫、昭和四四年、六五六―六八四頁に詳しい。
- (2) ボリス・ウラジミルツォフ『蒙古社會制度史』外務省調査部譯、日本國際協會、昭和十二年、一一五頁、一三八頁。村上正二「元朝に於ける投下の意義」『蒙古學報』一（昭和十五年）、一九六頁。
- (3) 小林高四郎、岡本敬二「通制條格の研究譯註」第一冊、中国刑法志研究会、昭和三九年、二八一―二九頁。
- (4) 村上正二「元朝兵制史上に於ける奥魯の制度」『東洋學報』三〇―三二（昭和一八年）、二九七―三四五頁に詳しい。
- (5) 愛宕松男、寺田隆信『中国の歴史6元明』講談社、昭和四九年、六五頁。
- (6) Рашид-ад-Дин: Сборник летописей, том II, перевод с персидского Ю. П. Верховского, примечания Ю. П. Верховского и Б. И. Панкратова, редакция проф. И. П. Петрушевского, Москва, 1960. стр. 94 Rashid ud-

Din Fazl ullah: Jami' ut-Tavarikh, ed. by Bahman Karimi, Tehran, 1959, vol. I p. 541

- (7) Рашид-ад-Дин: там же, стр. 69. Rashid ud-Din Fazl ullah: op. cit. p. 557
- (8) 村上正二「チンギス汗帝國の成立過程」『歴史学研究』一五四(一九五二)一三二—一三五頁。
- (9) 田村實造「元朝札魯忽赤考」『中國征服王朝の研究』東洋史研究會、昭和四八年 四四四—四六三頁。
- (10) 村上正二、注(2) 前掲書一九六一—一九八頁。
- (11) 村上正二氏は前掲注(2)の論文の二〇三頁で、この史料の示す司法権が領侯の漠北の分地分民(本投下)に対して行使されたものと考えられているが、この史料は漢地の分地分民設定の記事の後に記されているもので、その行使の範囲が漢地の分地分民に及ぶ事は筆者の本論の以下の論述からも明らかである。
- (12) 前田直典「元朝行省の成立過程」『元朝史の研究』東京大學出版會、一九七三、一四五—一六〇頁。
- (13) 前田直典、前掲書、一五六—一五七頁。
- (14) 本田實信「阿母河等處行尚書省考」『北方文化研究』2(昭和四二年)九—一九三頁。坂本勉「モンゴル帝國における必闌赤—bükeci—憲宗メンクの時代までを中心として」『史学』四二—四(昭和四五年)八五—八六頁。
- (15) 前田直典、前掲書、一五四頁。
- (16) 眞定路(トゥルイ分地)断事官の小雲石脱忽憐もこれと同様にタルガチを兼ねた。(清沈濤常山貞石志^{卷二}哈珊公神道碑、「公之大父諱寫云赤篤忽璠(中略)命以宣差眞定府路都達魯華赤断事官、監是郡國)。
- (17) ボリス・ウラジミルツォフ、前掲書、一二三頁。
(一九七七・九・一二脱稿)

(大学院生)